

令和 8 年 度

教 育 行 政 執 行 方 針

美唄市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	幼児教育	2
3	学校教育	2
4	社会教育	11
5	む す び	16

1 はじめに

令和8年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

私たちの社会は、少子高齢化による人口減少が進むとともに、情報技術の発展やグローバル化などにより、大きく変化し、人々の考え方や生き方も多様になり、これからの時代を見通すことは、これまで以上に難しく、このような時代だからこそ、教育の役割はますます重要になっています。

変化の中でも自分らしく生き、他者と協力しながら未来を切り拓いていく、そうした子どもたちの育成こそ、時代を超えて受け継がれるべき本市の教育の真の使命といえます。

また、人生100年時代を迎え、子どもから高齢者まで、誰もが学び続けることができる環境づくりが求められ、学びは、学校はもとより、暮らしの中や地域との関わりの中にも広がっています。市民一人ひとりが、年齢や立場に関わらず、自分の関心や目的に応じて学び、心豊かに暮らせるよう、多様な学習機会を提供することが大切であります。

教育委員会といたしましては、これまで大切にしてきた「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という考え方を基に、美唄の豊かな自然、歴史、文化、そして地域の人々の知恵を生かした教育を進めるとともに、子どもたちがふるさと美唄に誇りと愛着を持ち、人とのつながりを大切にしながら成長していける環境を学校・家庭・地域と力を合わせてつくってまいります。

令和8年度の教育行政の執行にあたりましては、以

上の基本的な考え方に基づき、学校教育と社会教育を一体的に進めながら、全ての世代が学び、活躍できるまちづくりを目指し、市民の皆様とともに、支え合い、学び合いながら、美唄の未来を育ててまいります。

2 幼児教育

幼児教育の充実

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児期は、友だちとの関わりの中で、協調性、忍耐力、自己肯定感など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であります。この時期における教育の充実は、その後の学校教育を支える確かな土台となるものであり、本市における最重要課題の一つであると捉えております。

子どもたちの生涯にわたる学びと生活の基盤を確かなものとするため、幼児教育と学校教育の円滑な接続は不可欠です。このため、幼児教育施設と小学校との交流・連携を一層深めるとともに、切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育の提供に努めてまいります。

3 学校教育

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力の育成

一点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

社会の急速な変化や価値観の多様化、デジタル技術

の進展などに対応し、子どもたちが主体的に学び、思考力・判断力・表現力を身に付けて行くとともに、自立した学習者へと成長して行くことが、学校教育に求められています。

このため、ICTを積極的・効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、教師主導から学習者主導による授業への転換を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立って、身に付ける資質・能力を明確にした授業を推進し、新しい時代に対応できる確かな学力の育成を図ってまいります。

また、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の分析結果のほか、学力向上プロジェクトチーム作成の「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善を進めるとともに、AIドリル等を活用した基礎学力の定着や家庭での望ましい生活習慣の醸成に向けた取組を家庭と連携・協働し、推進してまいります。

さらに、幼児健診と3歳児検診で実施しているブックスタート事業での本の寄贈や読み聞かせを引き継ぐ読書活動の推進を通じて、子どもたちの言語能力や読解力の向上を図ってまいります。

外国語教育の充実に向けては、外国語指導助手による授業支援や国際理解活動、放課後学習等を実施するとともに、新たにグローバル教育アドバイザーを委嘱し、コミュニケーション能力の向上や異文化を理解する力の育成に努めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、本市の基幹産業である農業の教育的効果を生かすため、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という理念のもと、小学

校の総合的な学習「農業科」を推進し、農業を通じた学びにより、自ら学ぶ意欲と自然との共生を目指す豊かな心を育む教育活動に、引き続き取り組んでまいります。

市内道立高等学校や養護学校との連携については、農業科をはじめとする授業を通じた交流活動や居住地交流を推進するとともに、市内中学生の高校訪問や1日体験入学などのキャリア教育活動の充実を図り、子どもたちの相互理解の促進と学びの深化につなげてまいります。併せて、高校や養護学校が行う教育活動を引き続き支援してまいります。

また、地域学校協働本部では、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちの学びを支援してまいります。

さらに、同じ校区の小中学校が共通の視点で取り組む「家庭学習強化週間」を引き続き実施するとともに、「家庭学習の手引き」の活用を図るなど、主体的な学習習慣の定着と望ましい生活習慣の形成を図るため、家庭と連携した取組を推進してまいります。

新たな義務教育制度

二点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

小中学校においては、急速な少子化に伴う児童生徒数の減少による学校の小規模化や予測が困難な社会情勢の変化、子どもたちの抱える課題の多様化・複雑化が進行する中、地域社会とともに活力ある学校づくりの推進が求められています。

このため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含め

た教育内容の方向性など、これからの学校づくりについて、引き続き調査・研究を進めてまいります。

豊かな心の育成

三点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

子どもたちの豊かな人間性を育成するため、より良い仲間づくりにつながるピア・サポート等の取組を推進し、自尊感情や自己有用感、思いやりの心を育むとともに、道德教育の充実を図り、命を大切にする心や規範意識の醸成を図ってまいります。

また、誰もが自己の成長を実感し、達成感を持てる授業づくりに取り組むなど、子どもの理解を深め、心に寄り添う指導に努めてまいります。

さらに、子どもたちがふるさとから学ぶことを通して、ふるさと美唄の良さを知り、心豊かでたくましく成長することで、ふるさとへの愛着と誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進してまいります。

不登校児童生徒の対応については、教育支援センターや校内教育支援センターなど、希望に応じた多様な学びの場の活用を図ってまいります。

また、様々な要因による不安や困り感などを抱える子どもへの支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、関係機関が連携を密にし、子どもや保護者の気持ちに寄り添った組織的な支援を進めてまいります。

いじめの対応については、「いじめは絶対に許されない」という確固たる決意と「いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る」という共通認識のもと、いじめ

の発生を許さない、質の高い教育活動を推進してまいります。

全ての教職員がいじめの定義や組織的な対応について、より一層理解を深め、関係機関等と連携し、未然防止と早期発見に努めるとともに、発生時においては、積極的な認知や組織的で厳格な対応に努めてまいります。

また、各校が実施するいじめの未然防止の集会活動等を支援し、いじめ根絶に向けた取組の活性化を図ってまいります。

健やかな体の育成

四点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

子どもたちの健やかな成長には、運動を通じて体力を養うとともに、日頃から早寝早起きなどリズムある生活を送る、望ましい食習慣を身に付けるなどの生活習慣の確立が大切です。

そのため、栄養教諭の専門性を生かした食育を推進するとともに、学校と家庭が連携して望ましい生活習慣の啓発と指導に努めてまいります。

学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、望ましい食習慣を形成する「生きた教材」として、食育の推進において重要な役割を果たすものであります。

栄養教諭を中心に学校給食を活用した食に関する指導を充実させ、命の尊さや地域の食文化、地場産業等への理解を深め、自然の恵みや生産者の努力に感謝す

る心を育みながら、「給食が楽しみ」、「おいしい」と実感できる、安全で安心な質の高い給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食費の無償化を継続するとともに、新たに、私立幼稚園で提供される給食費の無償化を行い、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

子どもたちの体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「新体力テスト」の結果を分析し、課題に応じた体育の授業改善を進めるほか、縄跳びなどの「一校一実践」の取組を継続するとともに、専門的な知識や技能を有する外部指導者等を活用したコーディネーショントレーニングを推進してまいります。

これらの取組を通じて、体力の向上や、全ての子どもが体を動かす楽しさを実感し、主体的に運動に取り組む意識を醸成することで、運動の習慣化を図ってまいります。

薬物乱用防止教育や喫煙防止教育については、警察署や美唄市医師会などの関係団体にご協力いただき、子どもたちが、薬物や喫煙による心身に及ぼす影響について正しく認識し、適切に判断、行動できる力を育む取組を進めてまいります。

特別支援教育の充実

五点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、全ての子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行なうため、個別の支援計画や個別の指導計画を活用し、幼児

期から中学を卒業するまでを見据えて、一貫した支援の充実を図ってまいります。

また、誰一人取り残さない教育の実現に向け、各校に特別支援教育支援員を配置して校内支援体制の充実を図るとともに、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員や支援員の資質向上を図る研修や教育相談の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくり

六点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、地域の願いや思いを的確に捉え、地域とともにある学校運営を行うことが不可欠であります。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を基盤として、学校・家庭・地域が密接に連携・協働し、社会全体で子どもたちを育む環境を整えとともに、共通理解のもとで質の高い教育活動を推進してまいります。

また、美唄市「教育の日」推進協議会と連携し、「美唄市地域一斉参観日」の継続と地域の学校教育への理解を深めるとともに、学校と地域の連携をより一層強化することで、地域が一体となって育む『美唄っ子』の教育の具現化を図ってまいります。

就学援助制度については、市広報紙や市ホームページ等の多角的な媒体により広く制度の周知に努め、経済的理由により学用品費等の支払いが困難な世帯に対し、引き続き必要な支援を行ってまいります。

また、全ての子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整えるため、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して、返還不要の奨学金制度を継続し、教育機会の確保に努めるとともに、中学生の多様な学びの機会の確保に必要な支援をしてまいります。

教職員の不祥事根絶に向けては、校内研修や個人面談の一層の充実を図り、自らの行動が公務に対する信頼に大きな影響を与えることを常に自覚させ、法令や服務規律の遵守の徹底を図ってまいります。

特に、体罰は、子どもたちの人権を侵害する行為であり、いかなる理由があっても、決して許されるものではないことから、研修等を通じた意識改革を進め、体罰や体罰と受け取られかねない不適切な指導の未然防止に、使命感と責任感をもって取り組むよう指導してまいります。

学校における働き方改革については、各学校にスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、校務支援システムの有効な活用により、校務の効率化と役割分担の推進を行いながら、教職員の業務負担軽減を図り、授業の準備や子どもたちと向き合う時間の充実に努めてまいります。

部活動の地域展開等については、子どもたちが将来にわたり、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保できるよう環境整備を行うとともに、教職員の働き方改革の推進を図るため、学校や関係団体等で構成する「美唄市部活動の地域移行検討協議会」での意見を踏まえ、地域展開の方向性を検討・決定してまいります。

教職員の健康管理については、教職員が充実した学校教育に取り組めるよう、定期的な健康診断やストレスチェックを実施し、疾病の予防処置や治療を指示するなど、健康の保持とメンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全の確保については、災害や緊急事態から身を守るための安全教育を、警察署や消防署などの関係機関と連携して取り組むとともに、市内の小中学生の自転車通学時における安全確保のため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部助成を引き続き行ってまいります。

教職員研修の充実

七点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

教職員一人ひとりの資質・能力向上を図り、教育の質の一層の向上につなげるため、研究指定校事業を継続するとともに、外部講師を招聘した研修会を実施し、実践的指導力や専門性など、キャリアステージに応じた研修の充実を図ってまいります。

また、美唄の歴史や文化、産業などを学び、これらを授業等に生かすことができるよう、郷土史料館や日本遺産などの地域資源を活用した「ふるさと美唄研修」を引き続き実施してまいります。

学校施設の整備

八点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、計画的な改修を推進し、子どもたちが健康で安全・安心して学習できる環境の整備

を図るため、美唄中学校における老朽化した給排水衛生設備の改修を実施してまいります。

4 社会教育

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

急速に変化する社会において、青少年を取り巻く環境は、多様化・複雑化しているとともに、SNS関連のトラブルや犯罪、ひきこもり、子どもの貧困問題など、生活環境が激変する中で、地域との連携・協働を進めることが不可欠であります。

また、社会全体で青少年が豊かな人間性と健やかな体の育み、成長を積み重ねていくことができる「安全・安心な環境づくり」が重要であります。

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、新たに、放課後を利用した学習や運動ができる「子どもの居場所づくり」の推進と、各種体験教室を開催するとともに、野外教育活動に取り組む団体への事業補助を行うほか、子ども会育成連絡協議会等と連携し、健全育成に向けた指導と啓発を行ってまいります。

放課後児童施設については、中央小学校区施設のホールにエアコンを設置し、屋外で活動ができない日でも子ども達が体を動かせるよう、環境の充実に努めてまいります。

生涯学習活動の充実

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の誰もが、いつでも、どこでも自らの意志で学び、自己の充実を図ることは、豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな原動力となります。

このため、本市の多様な地域資源や人材を活用し、市民の主体的な学びを支援するとともに、生涯にわたって学び続け、その成果をまちづくりに生かせるよう、多様な学習機会の提供と関連情報の発信に努めてまいります。

また、第3次美唄市生涯学習推進計画後期基本計画が初年度を迎えることから、目指すべき姿の実現に向けて生涯学習活動を進めてまいります。

郷土史料館については、地域資源や人材を活用した生涯学習の拠点として、歴史的資料の収集・保管、調査研究を進めるほか、地域の方々の記憶や貴重な経験を次世代へ継承する取組や、多様なニーズに応じた講座の開催により、文化資本の蓄積を目指してまいります。

また、常設展示室等の計画的な更新を行い、来場者に伝わりやすい施設づくりに取り組んでまいります。

図書館については、本市の全ての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、環境整備に取り組むほか、指定管理者と連携し、蔵書や資料の整備・充実を図るとともに、研究者など利用者の求める情報を迅速・的確に提供するレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、エアコンを増設し、夏場でも快適に読書がで

きる環境を提供するとともに、企画展示や市内各地への移動図書館車の巡回など、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

文化芸術の振興

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、文化団体等と連携し、市民文化祭をはじめとする発表の機会を提供してまいります。

また、鑑賞や体験できる事業を開催することで、創造性や感性を育み、心豊かな生活につながるよう、文化芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、利用者が安全で快適に施設を利用できるようエアコンの設置を進めるとともに、指定管理者と連携し、市民の皆様の相互交流や文化活動の充実につながるよう、利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、アートの耐震化や防火設備などの改修を行い、より安心して利用していただけるよう整備を進めるとともに、文化芸術の交流などが促進されるよう、指定管理者と連携し、適切な管理運営に努め、美術館の魅力を市内外へ積極的に発信してまいります。

文化財等の保護

四点目は、「文化財等の保護」についてであります。

北海道及び市指定文化財については、本市の歴史と文化を知る上で、欠くことのできない有形文化財であ

る旧桜井家住宅や美唄屯田兵屋等の木造家屋について、経年劣化が進んでいる箇所は適宜補修を行うなど、適正な維持・保全に努めてまいります。

また、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会と連携し、次世代への継承に努めてまいります。

社会教育施設の充実

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館や南美唄コミュニティセンターなどの社会教育施設については、市民の皆様の生涯学習の自主的な活動の拠点として、安全で快適に利用できるよう、指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理と良好な運営環境の確保に努めてまいります。

生涯スポーツの振興

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」の趣旨に基づき、生涯にわたり誰もが体力や年齢、性別、障がいの有無、興味や目的に応じて運動やスポーツに親しむほか、スポーツ大会の誘致や包括連携協定したプロスポーツチームなどによる「スポーツを通じた地域づくり」を推進してまいります。

事業の推進に当たっては、美唄どんまいスポーツクラブやスポーツ推進委員、地域おこし協力隊などと連携し、基礎体力の向上を目的とした「体力づくり教室」を開催するとともに、子どもたちの運動能力の向上を図るため、保育園や小・中学校の体育授業のコオ

ーディネーショントレーニングへの指導者派遣と、その指導者の育成に努めてまいります。

また、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などと連携・協働し、市民の皆様が楽しく運動できる機会の提供と環境づくりを推進してまいります。

さらに、2028年ロサンゼルスオリンピックに出場を目指す、美唄市出身の永山竜樹選手を応援するため、永山竜樹選手美唄市後援会や美唄市スポーツ協会と連携し、「永山竜樹杯」美唄市柔道選手権大会の開催など様々な取組を進めてまいります。

道内最大規模である体育センターのクライミング・ウォールについては、指定管理者等と連携し、体験教室の開催や少年団組織の育成を通じて活用を促進してまいります。

スポーツ大会の誘致

七点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、総合体育館や体育センターを中心に全道規模の大会を誘致するため、大会の開催に必要な競技用カウンターや支柱などの機器の更新を進めてまいります。

また、美唄市スポーツ協会や美唄どんまいスポーツクラブなどと連携・協働し、様々なスポーツ大会が開催されることで、市民の皆様の競技力向上につなげてまいります。

スポーツ施設の整備

八点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、安心して子育てできる環境の充実や市民の皆様のスポーツ活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

総合体育館については、冷暖房設備の整備を進めるとともに、トレーニング室のランニングマシンや健康器具の更新をしてまいります。

温水プールについては、設備等の老朽化が著しいことから、大規模改修に向けた予備調査を実施してまいります。

また、各スポーツ施設については、将来に渡り、子ども達がスポーツ活動に親しむ場の確保に向けて、今後の少年団活動や学校部活動の地域展開、地域クラブ活動等の動向を見据えながら、指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

5 むすび

以上、令和8年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、取り巻く課題に真摯に向き合い、その解決に向けて使命を果たすとともに、市民一人ひとりがいきいきと学び、生活を豊かにできるよう、学校・家庭・地域等との連携・協働により、本市の教育の充実・発展・継承に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様の一層のご理解、ご協力を、心からお願い申し上げ、令和8年度の教育行政執行方針といたします。